

平成28年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

付託議案審査

議案第54号「三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案」

- ・ **資料1** 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案…………… 1頁

所管事項調査

- 1 みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案）について
 - ・ **資料2** みえ県民カビジョン・第二次行動計画…………… 2頁
- 2 平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果について
 - ・ **資料3** 平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果…………… 4頁
- 3 三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画について
 - ・ **資料4** 三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画…………… 7頁
- 4 犯罪情勢について（平成27年中）
 - ・ **資料5** 犯罪情勢（平成27年中）…………… 8頁
- 5 交通事故情勢について（平成27年中）
 - ・ **資料6** 交通事故情勢（平成27年中）…………… 9頁

平成28年3月

警察本部

「三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うもの

2 改正内容

警察官の定員を17人増員（全国で994人の警察官増員）

| 区 分 | 現 行 | 改正後 | 増 減 |
|-----------|------------|------------|---------|
| 警 視 | 1 1 2 人 | 1 1 3 人 | + 1 人 |
| 警 部 | 2 3 4 人 | 2 3 5 人 | + 1 人 |
| 警部補及び巡査部長 | 1, 7 7 3 人 | 1, 7 8 4 人 | + 1 1 人 |
| 巡 査 | 9 2 8 人 | 9 3 2 人 | + 4 人 |
| 計 | 3, 0 4 7 人 | 3, 0 6 4 人 | + 1 7 人 |

3 施行期日

平成28年4月1日から施行

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 1.4.1 犯罪に強いまちづくり

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

現状と課題

- 地域の安全と安心を確保するため、犯罪の抑止と検挙に取り組んできた結果、平成 27(2015)年中の刑法犯認知件数は、ピークであった平成 14(2002)年から 7割近く減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方、県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪等は後を絶たず、また、ストーカー・配偶者暴力事案の認知件数、特殊詐欺の被害額が高水準で推移するなど、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。このほかにも、サイバー空間が県民の日常生活の一部となっている中で、インターネットバンキング不正送金事犯等のサイバー犯罪の多発やサイバー攻撃の危険性の増大といったサイバー空間における脅威の深刻化など、社会経済情勢の急激な変化に伴う新たな問題が出現しています。
- このような現状において、県民の皆さんの安全が保たれ、安心して暮らせる地域社会を構築していくためには、自治体や地域住民、ボランティア団体などのさまざまな主体と連携した犯罪抑止活動はもとより、社会経済情勢の変化等に伴う捜査環境の変容に柔軟に対応した検挙活動を一層推進していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らしていける犯罪の起きにくい社会を構築するため、県民の皆さんとの「協創」による犯罪抑止活動を展開するとともに、発生した犯罪の徹底検挙に取り組みます。

取組方向

- 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性・高齢者の安全の確保、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動の持続的な発展などに取り組むとともに、犯罪被害者等支援に対する県民の理解を得ることで、犯罪に遭わない・起こさない意識を醸成します。
- 犯罪を徹底検挙するため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用、科学捜査の高度化など、犯罪の痕跡と犯人とを結びつける事後追跡可能性や客観証拠の確保に向けた取組を推進します。
- 警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。

平成 31 年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|---------|----------|----------------|---|
| 刑法犯認知件数 | 15,178 件 | 15,178 件 未満 | 刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。）について、1 年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数 |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
|--|---|--------|----------|
| <p>14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化 (主担当：警察本部生活安全部)</p> <p>自治体等と連携し、犯罪抑止インフラの整備・拡充や、自主防犯活動の活性化を図るための支援、子どもの安全確保・非行防止、特殊詐欺の被害防止などの犯罪抑止活動に取り組むとともに、サイバー空間の安全・安心の確保を図るほか、犯罪被害者等を社会全体で支援する機運を高めます。</p> | 防犯ボランティアの団体数 | 610 団体 | 690 団体 |
| | <p>〔目標項目の説明〕 県警察において把握している防犯ボランティア団体のうち、平均月 1 回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が 5 人以上の団体数</p> | | |
| <p>14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化 (主担当：警察本部刑事部)</p> <p>迅速・的確な初動捜査の徹底、各種システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠の確保のための取組を強化し、検挙および暴力団対策等各種対策を行うことで、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やサイバー犯罪など、県民に不安を与える種々の犯罪の徹底検挙を図ります。</p> | 重要犯罪の検挙率 | 81.3% | 70.0%以上 |
| | <p>〔目標項目の説明〕 重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ）に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合 ※女性や子どもに対する性犯罪等は依然として高水準にあり、県民に強い不安を与えていることをふまえ、第一次行動計画の目標項目である凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強姦）に略取誘拐・人身売買および強制わいせつを加えた重要犯罪を目標項目とし、権利侵害や危害の度合いが非常に高い犯罪を検挙することで、県民の体感治安向上を図る。 ※「重要犯罪」の検挙率は、過去 10 年間（平成 18～27 年）の平均が 61.3%であるのに対し、第一次行動計画期間内の 4 年間（平成 24～27 年）の平均が 70.0%と大きく改善されており、少なくともこの水準を維持する。</p> | | |
| <p>14103 県民の安全を守る活動基盤の整備 (主担当：警察本部警務部)</p> <p>地域住民の安全・安心のよりどころである交番・駐在所や、装備資機材、各種捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ることで、犯罪の抑止と徹底検挙を進めます。</p> | 交番・駐在所の機能強化数 | 2 か所 | 年 2 か所以上 |
| | <p>〔目標項目の説明〕 安全・安心のよりどころとして、1 年間に高機能化を図った交番・駐在所施設の数</p> | | |

平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果

1 監査テーマ及び主な要点

(1) 監査テーマ

外部委託に関する事務の執行について

(2) 監査の主な要点

- ア 契約事務が法令、条例、規則等に基づいて実施されているか。
- イ 委託先の選定方法において透明性、客観性、経済性が確保されているか。
- ウ 契約金額の積算は、根拠資料に基づき適切に算定されているか。
- エ 履行管理が適切に実施されているか。
- オ コストの管理が適切に実施されているか。
- カ 委託の効果が適切に把握・検証されているか。

2 監査結果概要（別表参照）

(1) 指摘 2 件

- 自動車保管場所標章登録業務委託
 予定価格の設定にかかる積算について <指摘>
- 道路使用許可調査業務委託
 予定価格の設定にかかる積算について <指摘>

(2) 意見 4 件

- 指掌紋ファイリングシステム導入作業委託
 予定価格の設定にかかる積算について <意見>
- 安全運転管理者等講習等業務委託
 予定価格の設定にかかる積算について <意見>
- 総合運転者管理システム改修業務委託
 予定価格の設定にかかる積算について <意見>
- 平成25年度人間ドック（胃部検査）・婦人科検診業務委託
 医療機関の選定にかかる報告について <意見>

※ 「指摘」～ 規則等に従い適切に処理されていないなど合規性等に問題がある事項（主に客観性が強いもの。）

「意見」～ 指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項（主に監査人の主観的判断が強いもの）

3 対応結果（別表参照）

別表記載とおり

4 今後の予定

平成28年4月 対応結果を監査委員へ報告（公報掲載）

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する対応結果

| テーマ・区分・内容 | 対応結果 | 備考 |
|---|---|------|
| 部局個別意見 | | |
| 警察本部 | | |
| 1. 自動車保管場所標章登録業務委託 | | |
| ① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘） | | |
| <p>予定価格の計算の基礎とされている「イ)平均給与等」は、巡查長及び巡查の階級にある警察官の年額給与等を1：1の割合で平均したものである。しかしながら、本業務は警察官を雇用して業務を行うものではないことから、本委託業務が主に窓口対応及び事務作業であることを考慮すると、一般的な事務職員等の人件費を基礎に算定すべきである。</p> | <p>平成 27 年度委託における人件費の積算に当たっては、県業務補助職員等の平均給与を積算の基礎としました。</p> | 警察本部 |
| 2. 道路使用許可調査業務委託 | | |
| ① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘） | | |
| <p>人件費について、現状の計算では、見積りの基礎として、平成 21 年度～平成 23 年度の平均件数を使用しているが、計算の最終段階で1件当たり金額を算定する際には、平成 23 年度の実績件数を使用している。見積りの基礎と1件当たり金額を算定する段階で使用する件数は同じ数値を用いることが合理的であり、年間予想件数を統一的に用いるべきである。</p> <p>また、車両燃費についても、現状の計算では走行距離を年間予想件数に平均移動距離を乗じて算定しているが、年間予想件数に委託件数ではなく総受理件数が用いられている。委託件数の予想値を用いることが合理的である。</p> | <p>平成 27 年度委託における1件当たり金額の算定及び燃料費の積算に当たっては、過去3年間の平均委託件数を年間予想件数（予想値）とし、積算基礎としました。</p> | 警察本部 |
| 3. 指掌紋ファイリングシステム導入作業委託 | | |
| ① 予定価格の設定にかかる積算について（意見） | | |
| <p>本業務委託の予定価格について、作業人日の見積りは、委託業者の見積りをそのまま採用している。事前の検討が困難である場合には、例えば作業人日実績の</p> | <p>システム導入作業委託における作業人日検証に当たっては、実績報告を求め、作業委託終了後に、実</p> | 警察本部 |

| | | |
|--|---|-------------|
| <p>報告を求め、作業委託終了後に、実際の作業人日と見積りとの比較等を行うなど、客観的な比較を行うための方策を講じるべきである。</p> <p>県は日報により作業時間を把握しているが、警察本部外で行われた作業時間は把握しておらず、また、作業時間の見積りと実績の比較を行っていない。可能な限り実績時間を把握し、見積りと比較することが望ましい。</p> | <p>際の作業人日と見積りとの比較・検証を行い、差異が生じた場合は原因を追及し、今後の予定価格の積算に活かしていきます。</p> | |
| <p>4. 安全運転管理者等講習等業務委託</p> | | |
| <p>① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）</p> | | |
| <p>本委託業務では一般競争入札が行われているが、委託先とは結果として5年以上連続で契約しており、今後も同一業者と契約する可能性が高いと考えられる。委託料積算書には物品の購入金額が含まれているが、これらは1年以上使用可能な物品であり、毎年度こうした積算方法を続けた場合、予定価格が過大になる。1年分の使用価値を見積もり、年間相当分のみを積算に含めるか、もしくは複数年の契約に変更すべきである。</p> | <p>平成27年度の契約の予定価格積算に当たっては、物品の金額は購入費ではなく、講習に必要な経費として年間相当分を積算しました。</p> | <p>警察本部</p> |
| <p>5. 総合運転者管理システム改修業務委託</p> | | |
| <p>① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）</p> | | |
| <p>作業工数について実際に発生した工数を日報により把握しているものの、積算書の工数と比較検討が行われていなかった。今後は工数の実績を把握し、積算と比較することが望ましい。</p> | <p>システム導入作業委託における作業人日検証に当たっては、実績報告を求め、作業委託終了後に、実際の作業人日と見積りとの比較・検証を行い、差異が生じた場合は原因を追及し、今後の予定価格の積算に活かしていきます。</p> | <p>警察本部</p> |
| <p>6. 平成25年度人間ドック（胃部検査）・婦人科検診業務委託</p> | | |
| <p>① 医療機関の選定にかかる報告について（意見）</p> | | |
| <p>本委託業務では、業務委託契約締結後に委託先の依頼をうけた医療機関が検診を行っているが、医療機関の選定について委託先が県に報告する旨が明文化されていない。今後は明文規定を設けることが望ましい。</p> | <p>実質的には、報告がなされており、事務等に支障はない状況ではあるものの、明文化することが望ましいとの意見に基づき「委託業務契約」の中に報告に関する条文を明文化しました。</p> | <p>警察本部</p> |

三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

1 趣旨等

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法第64号）第15条に基づき、三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍を推進するものである。

2 計画期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日（4年間）

3 目標

目標 1 平成31年度までに、全女性警察官に占める警部補以上の女性警察官の割合をおおむね15%にする。

現状値（平成27年4月1日現在）

○ 全女性警察官に占める警部補以上の女性警察官の比率 11.0%

目標 2 平成31年度までに、配偶者出産休暇の取得率を65%以上、育児参加休暇の取得率を15%以上にする。

現状値（平成26年度）

○ 男性職員の配偶者出産休暇取得率 39.8%

○ 男性職員の育児参加休暇取得率 9.2%

4 目標に対する取組事項

(1) 目標 1 に対する取組事項

ア 採用・登用の拡大

募集活動の強化、職域の拡大、教養参加機会の均等化

イ 各種教養

女性警察官対象の各種教養の充実

ウ 働きやすい職場環境づくり

施設・装備の充実、女性職場相談員等の効果的な運用、全職員の意識改革の徹底 等

(2) 目標 2 に対する取組事項

ア 職員への周知

全職員に対する休暇制度の周知徹底

イ 休暇を取得しやすい職場環境（雰囲気）づくり

休暇取得職員の業務補完態勢、周囲の職員の休暇制度への理解の醸成

5 計画の公表

三重県警察ホームページに掲載し公表する。

犯罪情勢（平成27年中）

1 全刑法犯及び重要犯罪・重要窃盗犯

| | 認知件数 | | 検挙件数 | | 検挙人員 | | 検挙率 | |
|-------------|--------|--------|-------|------|-------|------|-------|-------|
| | (件) | 前年比 | (件) | 前年比 | (人) | 前年比 | (%) | 前年比 |
| 全 刑 法 犯 | 15,178 | -2,372 | 4,865 | -530 | 2,278 | -169 | 32.1 | +1.4 |
| 重 要 犯 罪 | 91 | -24 | 74 | -12 | 60 | -30 | 81.3 | +6.5 |
| 殺 人 | 9 | +2 | 8 | 0 | 7 | -1 | 88.9 | -25.4 |
| 強 盗 | 16 | -16 | 13 | -10 | 16 | -16 | 81.3 | +9.4 |
| 放 火 | 8 | -1 | 9 | +2 | 7 | +2 | 112.5 | +34.7 |
| 強 姦 | 14 | +2 | 15 | +1 | 11 | +2 | 107.1 | -9.6 |
| 略取誘拐・人身売買 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 100.0 | 0 |
| 強 制 わ い せ つ | 43 | -11 | 28 | -5 | 18 | -17 | 65.1 | +4.0 |
| 重 要 窃 盗 犯 | 2,085 | -257 | 1,287 | -94 | 130 | -44 | 61.7 | +2.7 |
| 侵 入 盗 | 1,770 | -103 | 1,127 | +1 | 111 | -20 | 63.7 | +3.6 |
| 自 動 車 盗 | 288 | -137 | 151 | -83 | 17 | -13 | 52.4 | -2.7 |
| ひ っ た く り | 18 | -14 | 7 | -3 | 2 | -9 | 38.9 | +7.6 |
| す り | 9 | -3 | 2 | -9 | 0 | -2 | 22.2 | -69.5 |

- 全刑法犯の認知件数は、前年と比べ13.5%減少
- 重要犯罪の検挙率は、前年と比べ6.5ポイント上昇
- 重要窃盗犯の検挙率は、前年と比べ2.7ポイント上昇

2 特殊詐欺

| | 認知件数 | | 被害額 | | 検挙件数 | | 検挙人員 | |
|----------|------|-----|--------|---------|------|-----|------|-----|
| | (件) | 前年比 | 約(万円) | 前年比 | (件) | 前年比 | (人) | 前年比 |
| 総 数 (額) | 126 | +23 | 59,280 | -3,860 | 32 | +5 | 15 | +5 |
| 振り込め詐欺 | 100 | +29 | 34,130 | +8,840 | 27 | +5 | 12 | +9 |
| 振り込め詐欺以外 | 26 | -6 | 25,150 | -12,700 | 5 | 0 | 3 | -4 |

- 認知件数（総数）は、前年と比べ22.3%増加
- 被害額（総額）は、前年と比べ6.1%減少
- 全財産犯の現金被害（約11億4,700万円）の約5割

3 暴力団犯罪

| | 検挙件数 | | 検挙人員 | | 罪種別人員（主なもの） |
|---------|------|------|------|-----|-----------------|
| | (件) | 前年比 | (人) | 前年比 | |
| 総 数 | 576 | +136 | 167 | -15 | 覚醒剤事犯：42 暴 行：13 |
| 刑 法 犯 | 476 | +124 | 107 | -22 | 傷 害：29 詐 欺：13 |
| 特 別 法 犯 | 100 | +12 | 60 | +7 | 窃 盗：21 恐 喝：11 |

- 検挙件数は、前年と比べ30.9%増加
※ 主な検挙：窃盗349件（前年比+90件）、詐欺52件（同+37件）
- 検挙人員は、前年と比べ8.2%減少

交通事故情勢（平成27年中）

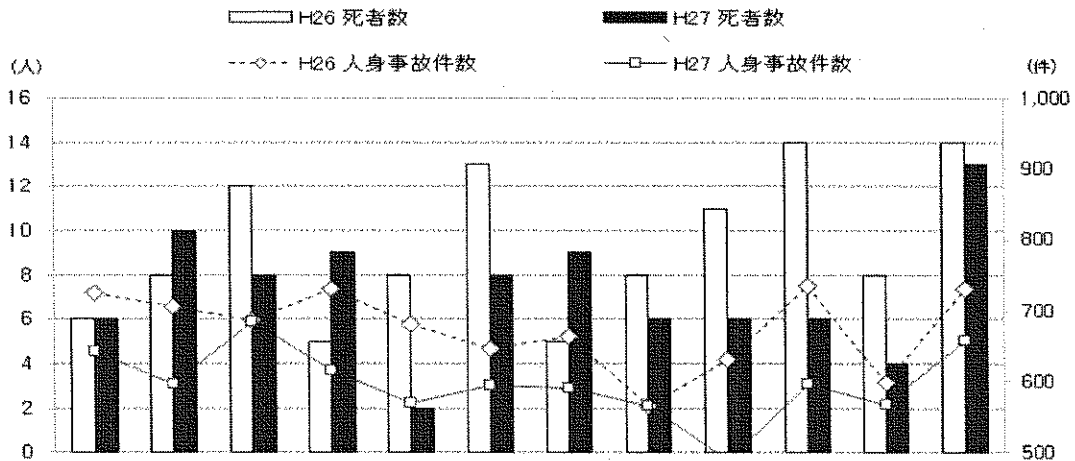
1 交通事故発生状況

| 区分 | 人身事故件数 | | 死亡事故件数 | |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | 負傷者数 | | 死者数 |
| 平成27年中 | 7,169 | 9,517 | 86 | 87 |
| 前年比 | -931 | -1,200 | -23 | -25 |
| 増減率(%) | -11.5 | -11.2 | -21.1 | -22.3 |

2 交通死亡事故の特徴

- (1) 高齢死者が全体の約6割を占める・・・87人中52人（前年比－5人）
- (2) 歩行者、自転車乗用中の死者が全体の4割以上を占める
・・・87人中40人（前年比－14人）
- (3) 四輪乗車中死者のうちシートベルト非着用者が5割以上を占める
・・・32人中18人（前年比－5人）
- (4) 人対車両の事故のうち道路横断中が7割以上を占める
・・・27件中19件（前年比＋3件）

3 月別発生状況



| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| H27 | 人身事故件数 | 642 | 597 | 685 | 615 | 570 | 594 | 590 | 566 | 489 | 597 | 567 | 657 | 7,169 |
| | 死者数 | 6 | 10 | 8 | 9 | 2 | 8 | 9 | 6 | 6 | 6 | 4 | 13 | 87 |
| H26 | 人身事故件数 | 725 | 705 | 686 | 730 | 681 | 647 | 664 | 566 | 631 | 735 | 599 | 731 | 8,100 |
| | 死者数 | 6 | 8 | 12 | 5 | 8 | 13 | 5 | 8 | 11 | 14 | 8 | 14 | 112 |